

北海道防災会議原子力防災対策部会
有識者専門委員会

会 議 録

日 時：平成30年4月12日（木）午後1時30分開会
場 所：京王プラザホテル札幌 3階 雅の間

1. 開 会

【事務局（阿部原子力安全対策課長）】 それでは、時間となりましたので、ただいまから北海道防災会議原子力防災対策部会有識者専門委員会を開催いたします。

私は、導入の進行をさせていただきます北海道原子力安全対策課の阿部でございます。よろしく申し上げます。

まず初めに、本委員会開催に当たりまして、北海道原子力安全対策担当局長の菅原よりご挨拶を申し上げます。

【菅原原子力安全対策担当局長】 北海道原子力安全対策担当局長の菅原でございます。

北海道防災会議原子力防災対策部会有識者専門委員会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様、また、本日、オブザーバーとして参加していただいております内閣府の籾本専門官におかれましては、年度始めのお忙しい中に参加いただきまして、また、日ごろから道の原子力防災対策にご協力いただきまして感謝申し上げます。

道におきましては、原子力防災対策の充実に向けまして、昨年12月に改定いたしました泊地域の緊急時対応などを踏まえ、本年2月に委員の皆様方のご参加もいただきながら、地震と暴風雪との複合災害を想定して、道として初めてUPZの広域避難も含めた厳冬の原子力防災訓練を実施したところでございます。

本日の会議におきましては、今回の防災訓練の結果などを踏まえまして、訓練結果を取りまとめました報告書案、また、北海道地域防災計画原子力防災計画編の修正案についてお諮りするほか、原子力災害医療活動要領の改正、原子力災害時の観光客への初動対応マニュアルの策定などについて報告させていただきます。

また、泊原子力規制事務所の業務内容につきましてご説明いただくため、松原防災専門官と丸田上席放射線防災専門官にご出席いただきますので、後ほどよろしく願いいたします。

原子力発電所が立地している自治体につきましては、再稼働の有無にかかわらず、その責務として原子力防災対策に取り組んでいく必要がございます。道といたしましては、原子力防災対策に終わりはないとの認識のもと、訓練の際に委員の皆様方からいただきました指摘やアンケートなどで整理しました課題などを踏まえまして、繰り返し防災訓練を実施するなど、防災対策の充実強化に不断に取り組んでまいりたいと考えてございます。

委員の皆様には、引き続き、ご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

【事務局（阿部原子力安全対策課長）】 続きまして、配付している資料の確認をさせていただきます。

資料は全部で7種類でございます。

まずは、資料1、平成29年度北海道原子力防災訓練実施結果報告書（案）、資料2-

1、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）修正案の概要について、資料2-2、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）修正案新旧対照表（案）、資料3、「原子力災害医療活動実施要領」について、資料4、観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアルでございます。資料5、泊原子力規制事務所の業務について、資料6、原子力防災のしおりでございます。

資料の不足はございませんでしょうか。

また、このほか、先生方には、計画や要領等の常備資料を机の上に配付しておりますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局より報告いたします。

本日、飯田委員、畠中委員におかれては、職場の用務のため、欠席となっていることを報告いたします。

続きまして、本委員会の運営についてでございますが、委員の皆様には、昨年7月に2年間を任期として委員就任をお願いしたところでございます。このうち、本日は欠席されておりますが、札幌大の畠中委員には新任でお願いし、その他の委員の方々には再任をお願いしているところでございます。

その後、委員の皆様には、本年2月に実施いたしました北海道原子力防災訓練の視察など、既に活動していただいております。

本日は、有識者専門委員会として会議形式では新体制では初めてとなりますので、座長を選出していただくこととなります。

委員の皆様特に異存がなければ、事務局といたしましては、引き続き小崎委員に座長をお願いしたいと考えております。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【事務局（阿部原子力安全対策課長）】 ありがとうございます。

では、お手数ですが、小崎委員、座長席へご移動をお願いします。

〔座長は所定の席に着く〕

【事務局（阿部原子力安全対策課長）】 それでは、これ以降の議事進行は小崎座長をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 議 事

【小崎座長】 ご指名をいただきましたので、議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

初めに、議題（1）になりますが、平成29年度北海道原子力防災訓練実施結果について、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（相馬主査）】 原子力安全対策課の相馬でございます。どうぞよろしくお願い

いたします。

私からは、昨年度実施しました北海道原子力防災訓練につきまして、資料1の平成29年度北海道原子力防災訓練実施結果報告書（案）に基づき、ご説明させていただきます。

この報告書は、13町村をはじめとした関係機関のご協力をいただきまして作成したものでございます。本日の議論を踏まえた上で完成版を作成し、今後、各機関に配付する予定としております。

まず、資料を2枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

ここでは、今年の2月5日、2月8日に実施しました総合訓練のまとめを記載しております。

訓練当日は、委員の皆様にもご多忙のところをご視察いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ご視察いただきましたことも踏まえまして、報告書の要点だけをご説明させていただきます。

まず、1の目的についてですが、防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑にできるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図ることを目的としまして実施いたしました。

2の実施日時ですけれども、今回の訓練は、オフサイトセンターを中心とした意思決定訓練と住民避難を中心とした実動訓練に分けまして、2日間の訓練として実施いたしました。

3の主催から5の対象施設につきましては、記載のとおりです。

次に、6の参加・協力機関につきましては、386機関、防災業務関係者は延べ3,488人にご参加いただいたところでありまして、その内訳は、(1)から(16)までのとおりとなっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

7の訓練想定ですけれども、今回の訓練では、後志地方西部を震源とする地震が発生するとともに、数年に一度の猛吹雪が発現する中、泊発電所3号機でトラブルが発生するという複合災害を想定し、実施したところでした。道として初めて厳冬期に放射性物質の放出までを想定した大規模な訓練として実施いたしました。

続いて、6ページには、今回の訓練の避難区域を図でお示ししております。

泊発電所から半径5キロメートルのPAZ圏内と、UPZにつきましては、発電所の南側の地域を避難地域として実施いたしました。

続いて、7ページには被害想定をお示ししております。

今回は、マグニチュード6.7、最大震度6強という地震を想定しまして、一部の道路が寸断するという想定や、UPZの中でも家屋倒壊等の地震被害が生じるという被害想定で実施いたしました。

続いて、8ページをご覧ください。

ここからは、各訓練項目の実施内容を記載しております。

(1)には、1日目と2日目にそれぞれ実施した訓練項目、(2)には、重点活動項目を列挙した上で、(3)から各訓練項目の実施内容を記載しております。

こちらの各訓練の項目につきましては、ポイントだけのご説明とさせていただきます。9ページをご覧ください。

こちらの下段に、今回の意思決定訓練の中心となる緊急事態応急対策拠点施設、いわゆるオフサイトセンターの運営訓練ということで、国、道、関係13町村、さらに防災関係機関合わせて30機関、201名がオフサイトセンターに参集し、訓練を実施いたしました。

内容としては、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら、複合災害時における防護措置の実施方針を調整、確認するという意思決定訓練を参集した要員にはあらかじめシナリオを開示しない、いわゆるブラインド方式という形で初めて実施いたしました。

また、オフサイトセンター内の情報共有の強化ということで、事故の状況や防護対策の状況などをスクリーンやモニターに表示しましたほか、国道の定点カメラの映像をスクリーンに表示するなど、要員が十分に情報を得た中で活動できるような工夫をいたしました。

次に、少しページを飛びまして、12ページをご覧ください。

こちらは、実動訓練の中心となります住民避難について記載しております。

中段の囲み部分をご覧ください。

今回の参加住民数は8,256人、そのうち、避難者数は564人、屋内退避者数は7,692人となっております。

ページの下段には力点を置いた項目を列挙しております。

複合災害を想定した避難として、地震による家屋倒壊に伴い、自宅で屋内退避が困難となった場合を想定した公共施設での屋内退避訓練や、厳冬期の訓練として、除雪車による住民避難等への支援、要配慮者対策として放射線防護施設への屋内退避訓練、学校や福祉施設の避難訓練の実施、また、観光客対策として外国人観光客を想定した多言語による避難誘導訓練を宿泊施設で実施したほか、一時滞在場所の設置運営訓練や道路渋滞対策の訓練を実施いたしました。

続いて、14ページをご覧ください。

こちらは原子力災害医療活動訓練として、車両や住民の避難退域時検査や簡易除染を実施したほか、安定ヨウ素剤の緊急配布訓練、さらには、発電所構内で発生した被ばく傷病者を北海道大学病院に搬送し、弘前大学の原子力災害派遣チームと連携し、除染などの医療措置を実施いたしました。

続いて、16ページ以降には、今回の訓練の関係資料としまして、訓練の流れ、めぐっていただいて、訓練イベント時刻、さらに、次のページからは、住民避難訓練整理表、訓練実施場所図などを掲載しております。

こちらについての説明は割愛させていただきます。

続いて、22ページからは、課題等整理表を記載しております。

こちらは、各参加機関等に対して訓練終了後に実施しました事後調査の結果や、委員の皆様などからいただきましたご意見等に基づきまして、課題等を整理したものとなっております。

個別の説明につきましては省略させていただきますけれども、主なものを簡単にご紹介させていただきますと、(1)の訓練全般に関することでは、今回、意思決定と実動を切り分けて実施したことによりまして、それぞれの流れが理解できた、その反面、一連の流れを理解するにはやはり意思決定と実動を同日に実施したほうがいいのではないかというご意見や、(3)のオフサイトセンター運営訓練では、事前の研修を受けている職員と受けていない職員の対応力に差が見られたというご意見や、オフサイトセンターのモニター等で情報共有を図っていたことについてはよいが、記載されていた情報量が多過ぎたのではないかというご意見、25ページの(7)住民避難訓練につきましては、外国人観光客の避難誘導について、翻訳アプリが宿泊施設等で使用できるようにさらなる周知が必要だというご意見や、ヘリによる住民避難が悪天候により中止となりましたが、その代替手段を確保しておくことが必要だったというご意見、(8)の原子力災害医療の活動訓練につきましては、安定ヨウ素剤のチェックシートについて一般の人が見てわかりやすい文言にしたほうがよいのではないか等のご意見をいただいたところです。

また、報告書は課題等を整理しているため記載はしておりませんが、訓練に参加いただいた他の地域の防災専門官からは、実動と意思決定を分けて実施することにより、それぞれの手順がしっかり確認できたことや、要員にあらかじめシナリオを開示しないブラインド方式を導入したことにより、効果的な訓練となっていたというご意見もいただいたところです。

いずれも、大変貴重なご意見、ご提言ですので、道としては、これをしっかり受けとめて今年度の訓練に活かしてまいりたいと考えております。

続いて、28ページには、平成30年度、今年度の訓練に向けた検討項目ということで記載しておりまして、意思決定と実動を連動させることによる要員の対応力の向上など、意思決定訓練の充実、EAL、OILに基づく防護措置に係る訓練の充実、避難退域時検査場所の円滑な運営など、原子力災害医療活動訓練の充実を挙げております。

これらの項目はいずれも、大変重要なポイントでございますので、それぞれ内容の充実を図りながら、今年度も引き続き訓練に取り組んでいくことが重要と考えております。

次の29ページから31ページまでは、要素訓練として実施しました毎月の通信連絡訓練や講習会、研修会の実績を取りまとめております。

以上が昨年度実施した訓練の内容となりますけれども、34ページ以降には、参考資料としまして、過去の訓練の実施状況、さらに46ページ以降には、訓練にご参加いただいた住民の皆様のアンケートの調査結果、51ページ、52ページには、住民広報用のリー

フレット、53ページ以降には昨年改定されました泊地域の緊急時対応の概要版を掲載しております。

簡単ではございますけれども、訓練実施計画報告書（案）についてご説明をさせていただきました。今後も、国、町村、関係機関と連携し、訓練内容の充実を図りながら、繰り返し、訓練に取り組んでまいり所存でございますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、ご意見、ご提言を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【小崎座長】 それでは、今、ご説明いただきました事項につきまして、訓練の課題や評価すべき点、あるいは、ご質問やご意見を含めまして、いろいろといただければと思います。

いかがでしょうか。

【成松委員】 今回の訓練は、ここ数年見ていまして、どんどんレベルアップして、すごくハイレベルな訓練になっていて、内容的にもものすごいと思うのですが、まだ解決すべきところも山ほどあるのではないかなと思いついて見せていただきました。

気づいたところが三つほどあります。

一つ目は、先ほどの説明で少し入っていましたが、OFC本部内の情報共有についてです。

見ていましたら、総括班があって、各機能班があって、それぞれ動いていましたけれども、その間の情報共有がそのとき、そのときで逐次きちんとできているかというのは疑問の部分がございます。班の中で仕事を完結するような流れはすごくよく見えたのですが、事態は経時的にどんどん動いています。それが逐次で総括班に伝わって、全体状況を誰かが把握しているかという視点から見ると、そこは足りなかったと思います。

先ほど説明があった情報の提示ですが、モニターにいろいろな情報を出してくれて、状況はすごくいいと思うのですが、例えば、各班の専門性が違います。だから、医療班系の人間からすると、原子炉の圧力の数字が変わることそのものを情報として見る必要がどこまであるのか。実際に今の状態で危険なのか、まだ危険ではないのかという状況や、今後どういうふうに変化していく予測があるのか、そういう大ざっぱな情報だけで十分というか、専門家以外の人間はそれ以上の情報があっても混乱するだけだと思います。ですから、情報の量的なものもそうですけれども、質的にももっと整理して出すと、もっとすっきりした形になるのではないかなと思います。

二つ目は、今回の本部訓練で気がついたのですが、実は福島もそうですが、自然災害が先行したときの自然災害の対策本部は別のところでできていて、それで後追いでOFCが立ち上がったときの二つの本部間の情報共有をやっていかなければならないと思います。一番困るのは現場です。医療班もそうですし、そのほかの警察の方、消防の方、それから、いろいろな現場に入っている方みんなそうですけれども、二つの本部があって状況の把握が異なったりして別の判断、指示がおりてきてしまったときに混乱するのは現場

です。それを回避するために、二つの本部を立てるのであれば、最低限の情報共有を一枚岩にして、発信も二つのところから一つの組織に行かないようにするような積極的な計画、方法立てが絶対に必要になってくるのではないかと考えています。

それから、三つ目は、訓練の仕方に関してです。今回のようにブラインドでやりますと緊迫感は出てくるのですが、内容的な理解が難しくなってきたりします。それで、シナリオがしっかりしていると訓練している人間がすごく勉強になります。裏腹だとは思いますが、すけれども、両者をうまく取り入れる形が一番いいと思います。私の経験は有珠山の噴火のときでしたが、もう処理しきれないような情報が入ってきて、やらなければならないタスク（作業）も抱え込んでしまって処理できないようなところで、グループとして、本部としていろいろなことをやっていかなければならないような、少し追い詰められたような本当に発災したときの災害対策本部の状況も、どこかの機会に本部内でぜひやったほうがいいのではないかと思います。

【小崎座長】 非常に重要なポイントをコメントいただいたと思います。

事務局、いかがでしょうか。

【事務局（古田主幹）】 原子力安全対策課の古田と申します。よろしくお願ひします。

ご意見いただきまして、ありがとうございます。

3点ほどご指摘いただきまして、まず、1点目の情報共有の関係につきましては、お手元の資料1の9ページの一番下の右側に写真がありますけれども、成松委員に以前からご指摘いただいておりました災害状況をオフサイトセンターの中で一覧でわかるような形ということで、スクリーン表示による情報共有という形でやらせていただいております。これは、原子力災害の状況、あるいは、プラントの状況、地震の状況、避難の状況などを一覧でまとめています。委員からご指摘があったとおりに、情報が多すぎた部分もあったのかもしれないかなと思っております。この辺は、まさに訓練を積み重ねて、今後はどれぐらいの分量が機能班の方々の動きに一番ちょうどいいのかというのは、試しながら情報共有をやっていくことと、班の中だけではなく、班相互の情報共有がどういうふうにできるのかというものも、また訓練の中でやっていきたいと思っております。

2点目は、自然災害との関係で、まさにご指摘のとおり、ここ数年、訓練については複合災害で行っております。

同じく、資料の9ページに災害対策本部の運営訓練の写真がありますけれども、上の写真の一番左側は、道庁の地下1階の危機管理センターにも要員が集合しまして、自然災害のブラインド訓練もオフサイトセンターとは別に実施してまして、道の本部員会議も原子力災害だけではなく自然災害も含めた情報共有を今年初めてやってみたとごさいます。委員のご指摘の二つの本部、オフサイトセンターの中の情報と指揮室の中の情報がどう共有できるのかについては、今後訓練の中で確認していきたいと思ひます。

3点目のもう少し追い詰められた状況でということですが、今年初めてブラインド訓練をやったということもごさいまして、終盤の状況の付与が足りなかったのかもしれないと

思っております。今後、ブラインド訓練をやる場合は、もう少しいろいろな難しい条件を機能班の方々に付与して、どういうふうに解決するのかというのをオフサイトセンターの中で検討してもらおうという訓練も検討したいと思います。

以上でございます。

【小崎座長】 非常に重要なコメントで、特に情報の質のご指摘があったと思いますが、優先度もあると思います。それを訓練のときにどういう情報が飛び交って、それがどういうふうにかテゴライズ（分類）されていくのか、どういう優先度を持っているのか、それを優先度の高い順からどういうふう処理していくかがトレース（追跡）できると非常にいいと思っております。ぜひいろいろと検討していただければと思います。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 それでは、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 それでは、我々は、この報告書の内容で了解ということで作成を進めて、報告書として広く出していただきたいと思っております。

私は、これについて、一つ思うのですけれども、他の先生方も視察のときにおっしゃってましたし、成松委員もコメントされておられました。訓練の内容がよくなってきて、ハイレベルになってきていて、ブラインド方式も取り入れられるなど、着実に成果が上がってきていると思うのです。ただ、訓練の後の報道や、参加者のアンケートの結果などを眺めてみますと、必ずしもうまくいっているのが伝わっていないと感じるところがあります。行政、道庁としては非常に謙虚な立場で自己評価されていると思いますが、もっと積極的によい部分を住民の方々にアピールすることも一つ重要ではないかと思っております。そのへんはいかがでしょう。

【事務局（菅原原子力安全対策担当局長）】 座長、ご指摘をどうもありがとうございます。

私ども行政としましては、毎年訓練をする中で課題を見つけながら、それを翌年の訓練の中で改善して行って、防災力を向上していくことを主眼に、こういう報告書を取りまとめさせていただきまして、毎年、ご報告させていただいているところでございます。

座長がおっしゃるとおり、一方で、住民の方々に広く参加していただかなければいけない観点もございますので、座長がおっしゃったような良好な事例やアンケートでいい評価があったものについては、住民の方々にお知らせすることによって、訓練参加への動機づけになるようなことも考えられるかと思っておりますので、そういった対応も積極的にやっていきたいと思っておりますので、引き続き、ご指導をいただきたいと思っております。

ありがとうございます。

【小崎座長】 よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

次は、議題（２）北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正について、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（中井主査）】 原子力安全対策課の中井です。どうぞよろしくをお願いいたします。

私から、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正案についてご説明申し上げます。

地域防災計画の修正については、北海道防災会議において毎年実施しているところであり、今年も５月に開催が予定されておりますことから、今回お配りしている修正内容についてご意見を伺い、防災会議にお諮りしたいと考えております。

修正の内容については、防災会議構成員の皆様や関係町村等に対して事前に照会させていただいており、いただいたご意見を反映したものであります。

今回の修正について、本日は、資料２－１、修正案の概要と、資料２－２、新旧対照表を用意しております。説明は資料２－１の概要でさせていただきますが、適宜、資料２－２の新旧対照表もご参照いただければと思います。

資料２－１の修正案の概要についての２番、主な修正の概要にございますとおり、主に三つの観点からの修正を予定しております。一つ目は、原子力防災訓練結果の反映です。二つ目は、複合災害時における対応の明確化です。三つ目は、原子力災害対策指針の改正などの諸規定の改正に伴う修正としております。

（１）の原子力防災訓練結果の反映として、外国人観光客に対する多言語による情報伝達を行うなどの配慮に関する規定を防護対策のパートに追加することとしています。資料２－２の新旧対照表では、５ページの中段に記載しております。

また、避難等の指示における複合災害について、暴風雪時ということを示すこととして、こちらも防護対策のパートに追加することとしております。新旧対照表は６ページの上段に記載しております。

次に、（２）の複合災害時における対応の明確化としまして、国から屋内退避の指示が出されている中で、人命最優先の観点から関係町村独自の判断で自然災害に対する避難指示を行うことができる規定を防護対策のパートに追加することとしています。こちらは新旧対照表の６ページ下段に記載しており、昨年改正された国の防災基本計画の記載を踏まえた規定としております。

その他、（３）原子力災害対策指針の改正に伴う修正として、警戒事態となる地震の発生地域が指針においては立地道府県から所在市町村へと変更されたことに伴いまして、本計画においても、後志管内において震度６弱以上の地震が発生した場合とあるのを、泊村において震度６弱以上の地震が発生した場合に修正することとしています。こちらは新旧対照表の１ページ中段に記載しております。

また、そのほかの規定の整備といたしまして、表現の適正化や組織改編に伴う文言修正等を行っているところでございます。

最後に、資料２－１の３の今後のスケジュールということで、計画の修正に係る今後のスケジュールとしましては、本日の委員会での議論を経た上で、北海道防災会議幹事会に付議いたしまして、５月末に北海道防災会議において修正を決定いただくべく、作業を進めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、計画の修正の説明は以上です。

【小崎座長】 それでは、ただいまご説明いただきました事項について、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 こちらは大体よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 ありがとうございます。

私も、的確に修正されていると拝見しておりました。

そうしましたら、原案のとおり手続を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、議題（３）になりますが、原子力災害医療活動実施要領の修正について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（荒関主査）】 保健福祉部地域医療課の荒関と申します。よろしく願いいたします。

私からは、資料３に基づきましてご報告させていただきます。

原子力災害が発生した際の医療の実施手順等を定めておりました緊急被ばく医療活動実施要領というものがございまして、最終改正が平成２６年３月でございましたが、その間、国の原子力災害対策指針、原子力災害拠点病院等の指定要件、安定ヨウ素剤の配布、服用に当たって、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル、泊地域の緊急時対応や、北海道地域防災計画の原子力防災計画編、ＵＰＺにおける安定ヨウ素剤の配布に係る基本的な考え方等、さまざまな更新事項がございまして、緊急被ばく医療活動実施要領につきましても、所定の内容変更を行ったということでございます。

今回修正の主な内容としましては、下段にございますが、そもそも名称を変更させていただきまして、原子力災害医療活動実施要領とタイトルづけを行っております。本文中におきましても、適宜、修正を行っております。

２点目の体制の変更としまして、従前は、初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関という体系でございましたが、これからは、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターといった並びの変更がございましたので、道としましても対応を行いました。このうち、原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院につきましては、道におきまして、指定及び登録の作業が必要となっております。昨年度中に所定の作業を終了したところでございます。

3点目は、原子力災害医療調整官の設置でございまして、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や、推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を指示するほか、必要に応じて他の立地府県に対し、派遣チームの派遣要請を実施する調整官の設置という概念も設けさせていただきました。

また、原子力災害派遣医療チームの整備についてということで、原子力災害の発生またはそのおそれがある被災道府県において救急医療を行うことができる専門的な研修、あるいは、訓練を受けた医療チームである原子力災害派遣医療チームの整備という概念を設けさせていただきます。

その他、避難退域時検査ということで、従前の記載から避難退域時検査場所に関する記載ということで、改めさせていただいております。

また、安定ヨウ素剤に関しまして、幼児向けのゼリー剤に関する記載も追加させていただきました。

大まかに言うと今のような内容になりますが、今回策定させていただきましたが、また最新の知見等に照らしまして、随時、見直しを行っていくところでございます。

なお、本日は、この1枚物でご説明いたしましたが、常備資料にも全文をおつけしておりますので、後ほど確認していただければと思います。

以上でございます。

【小崎座長】 それでは、今、ご説明いただきました事項について、ご質問やご意見をいただければと思います。

これは、成松委員がかなり関与されていると伺っておりますが、いかがでしょうか。

【成松委員】 このことに関しましては、長年、医療系の具体的な活動が国からなかなかおきていかなかったという実情があったのですが、今回、どう動くべきか、どういうたてつけなのかがかなり具体的に明示されましたので、我々医療現場もそれにあわせてやっていくということで、進んだと思います。

このことに関してですが、特に原子力災害医療調整官、医療チームの話ですが、先ほどの自分の発言とダブってしまうのですけれども、それぞれ発災したときに、原子力の調整官に対して自然災害でDMATや医療対策本部が道に立ってしまっていて、そことの間のすり合わせの問題、それから、現場も派遣チームと言いますけれども、実際には自然災害のときに出動するDMATチームと人が変わらないのです。恐らく、最初は自然災害として現場に入って、途中のある段階で原子力災害も絡んでいるという話になったら、そこで変わるのです。そうなったときに、先ほど言った現場の人間が複数の指示系統の下に入ってしまうという混乱状況になり得ます。実は、それを現場としては危惧しているところがありまして、そうならないように指揮系統のシステムをまとめていただければ非常にありがたいと考えております。

以上です。

【小崎座長】 なかなか難しい問題を含んでいるかと思いますが、この点について、

事務局から何かございますか。

今後の検討ということで、これから具体的にいろいろと整備がされてくる中で、そういった視点のポイントもきちんと入れていかないといけないというご指摘だと思います。そのへんを把握されて、事務局でもしっかりと対応していただければと思います。

ほかにご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 よろしいでしょうか。方向性としては非常にわかりやすくなりましたので、ぜひ今後よろしくお願いいたします。

では、次の議題に移らせていただきます。

次は、議題(4)観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアルについて、まずは事務局からご説明をお願いします。

【事務局(相馬主査)】 資料4の観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアルについてご説明させていただきます。

泊発電所からおおむね30キロメートル圏内の原子力災害重点地域については、国際的なリゾート地でもあります倶知安やニセコなど、外国人を含めた観光客の多い地域が含まれております。このマニュアルは、宿泊施設をはじめとした観光にかかわる方々が落ちついて避難誘導や情報提供を行うことができるよう初動対応のポイントを記載したものでございまして、2月の訓練の際に実施した多言語での館内放送やチラシの配付など、それらの結果を踏まえ、また、関係機関のご意見も伺い、本年3月に作成したものです。

内容について簡単にご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。

目次の1から6につきましては、原子力災害の説明から初動対応のポイントまでを記載しております。

7では、初動対応の際にアナウンスする可能性が高い内容を英語、中国語、韓国語により、それぞれ文例として記載しております。

8では、外国人への情報ツールといたしまして、2月の訓練で実際に活用しました多言語音声翻訳アプリ、通称、VoiceTraや、避難誘導の際に使用したチラシなどを記載しております。

20ページ以降は参考資料を記載しております。

それでは、初動対応マニュアルのポイントについて、簡単にご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

こちらに、観光客等の一時滞在者の避難等と記載しておりますけれども、観光客の方々につきましては、PAZ、UPZの区分にかかわらず施設敷地緊急事態の段階でUPZの圏外に退避いただくことを基本としております。ただし、自力での移動が困難な場合につきましては、一般の住民と同様の対応をしていただくこととなります。

続いて、7ページをご覧ください。

7ページからは、宿泊施設等の担当者が初動対応として行うべき対応手順をP A Z、U P Zそれぞれに区分し、また、発電所の状況に応じて担当者用のチェックリストとしてそれぞれ整理し、記載しております。

9ページの一番下には地震、津波、暴風雪などの自然災害との複合災害における基本的な考え方を記載しており、自然災害による差し迫った危険がある場合は、生命の安全を最優先に行動していただく旨記載しております。

このマニュアルにつきましては、お配りした日本語のほかに、英語に翻訳したものも作成しており、それぞれ道のホームページで公開しているところです。

道としましては、このマニュアルを関係町村や関係する団体、ホテル等の事業者などに周知しまして、原子力災害時における観光客の円滑な避難に向けまして取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【小崎座長】 それでは、ただいまご説明いただきました事項について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

【稲津委員】 こういうマニュアルをつくることは非常に価値が高いことで、原子力災害にかかわらず、さまざまな災害に使えるものと思えるので、非常によいものだと思います。

ここに書いてあるとおり、確かに最近は外国人の観光客が非常に多くて、おそらく民間でも英語や中国語を話せる方がたくさんおられるのではないかと察しております。それにしても、私もそんなに英語が得意とは言えない立場で申し上げるのですが、もう少し英語の発想に基づいた直線的な表現で外国語に直されたほうが、例文としても、実際に対応に当たられる民間の人にとっても、長々とした文章よりは楽だと思います。そういう点について、少しご検討いただいたほうがよいのではないかと思います。

【小崎座長】 確かに、丁寧に書いてあるのですけれども、いざというときに丁寧なものが逆に災いというか、混乱を招くようなところがあるのかもしれない。

事務局、これはいかがでしょうか。

【事務局（古田主幹）】 ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

まず、このマニュアルは、こちらで把握している限りでは、恐らく全国的には初めてではないかと思えます。観光地が近い原子力発電所はなかなかないのではないかと思います。初めてこういったものをつくらせていただきました。

先ほどの説明の中でもありましたが、今年2月に岩内町で訓練をさせていただきました。10ページ以降の表現や18ページ以降のチラシを使わせていただいて、英語を話せない従業員の方もアプリで翻訳できるところまでは確認しています。

今、稲津委員からご指摘があったとおり、実際の発災時はもう少し緊急性のある表現、あるいは、伝わる表現があるのかなと思います。今回、外国人の方にも参加していただいて、いろいろな意見もいただいているものですから、文例はまだこれは初版というか、初めてのものですので、そういった意見も参考にブラッシュアップ（改良）しなが

ら、この内容をホテルや事業者の方とか受け入れ側の方々に周知して、また、英語版もつくりましたので、周知する中で原子力災害の初動時の対応を十分していきたいと考えております。

以上です。

【小崎座長】 最初のバージョン（初版）ということで、これから徐々にいい方向に持って行っていただけるということによろしいでしょうか。

例えば、自力で避難するような外国人の方がどっちへ行ったらいいのかは非常に重要なポイントで、そういう情報を提示できるようなシステムが必要だと思います。先ほどの防災訓練もそうなのですが、一般住民の方もどういう状況になっているのか、この後どういうふうになるのか、その都度、いろいろなところで情報を入手できるような、提供できるような形にしておかないと不安がどんどん募っていきます。そういう意味では、外国人の方に限らず情報提供のあり方は常にアップデート（更新）していただければと思います。

【成松委員】 今の小崎座長のご意見とダブる部分もあるのですが、初めての試みということで、今後どんどんアップグレード（向上）していくとすばらしいものができてくると思います。

こういう状況ですから、大量の文書を提示するのは適切ではないというのはわかるのですが、やはり一つは逃げなければならぬよきの経路の指示がないと、例えば、地元の人間が観光客として行っているのであれば感覚的にいいかもしれませんけれども、実際に何かがあって、そこから寿都に逃げたらいいのか、共和町を通過して逃げたらいいのかというような情報が欲しいという質問が来たときにホテルの方がその対応をどうするのか。

それは普通の質問だと思うのです。自分の知らない土地の観光地に行って、近くに原発があって、そういう状況になったときに車で動くとしたら、やはり疑問が湧きます。

それから、二つ目に、屋内退避に関して、これはいろいろな場で言っているのですが、認識とか知識のある人間は屋内退避というならそうだよなと思うのですが、日本人も外国人も全ての人がそれを持っているわけではないのです。外国人でもいろいろな外国人がいます。例えば、自分と付き合いが多いのはアメリカ人ですが、彼らの平均的な発想をイメージしますと、なぜ屋内退避なのかというクエスチョンが来ると思います。それは、例えば、細かいことを書かなくても、科学的な検討、検証があって、屋内退避のほうが安全だというような結論が出ているからであるという一言である程度は納得すると思うのです。それがなく、ただ、そこにいてくださいということだとホテルの人が説明を求められてしまうこともあるかなと思います。

この2点は気になるところであります。

【事務局（阿部原子力安全対策課長）】 ご指摘ありがとうございます。

私は、委員とともに、「グリーンパークいわない」の訓練におりましたけれども、確かに指示情報は言葉足らずの面があったのかなという印象がございましたので、その整理も

含めて今後の検討課題にしていきたいと考えています。

【小崎座長】 そのほか、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 よろしいでしょうか。最後に、(5)その他として、泊原子力規制事務所の業務及び原子力防災のしおりについて事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局(阿部原子力安全対策課長)】 情報提供といたしまして、泊原子力規制事務所の松原原子力防災専門官並びに丸田上席放射線防災専門官より、泊原子力規制事務所の業務等についてご説明をいただきたいと考えております。

また、昨年度に道が作成しました原子力防災のしおりにつきまして、道から説明したいと思えます。

まずは、松原専門官からご説明をいただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

【泊原子力規制事務所(松原原子力防災専門官)】 泊原子力規制事務所の松原と申します。よろしく申し上げます。

泊原子力規制事務所の業務について紹介させていただきます。

平成29年7月1日に、原子力規制庁の組織改編が行われ、泊原子力規制事務所においては、職員構成が変更になりました。本日は、この変更内容も含めて、泊原子力規制事務所の業務について紹介させていただきます。

順を追って資料5の説明をさせていただきます。

まず、1の所在地等でございます。

既に多くの方がご存じと思いますが、事務所は岩内郡共和町南幌似にあります北海道原子力防災センター1階に構えております。共和町役場の道路向かいの丘に西村計雄美術館がございますが、その隣に北海道原子力防災センターが所在しております。

連絡先は記載のとおりで、URLを記載しておりますので、後ほどご確認していただければと思います。原子力規制庁ホームページの原子力規制事務所に記載されております。

また、全国の規制事務所の所在情報なども閲覧することができます。

次に、職員の構成等でございます。

職員は、所長以下5名で、その内訳は、所長、副所長及び所員3名でございます。

業務内容は、右側に主担当業務及び括弧の中に併任された業務を記載しております。中ほどの所員、上席放射線防災専門官と記載された箇所がございます。平成28年4月2日に、北海道原子力防災センター内に北海道地方放射線モニタリング対策官事務所を開設し、モニタリング対策官として配置されていましたが、昨年7月1日に組織改編がございまして、モニタリング対策官として配置されていたものが統合され、職名も上席放射線防災専門官に変更されております。

勤務体制でございますが、平日は事務所に所長、副所長、上席放射線防災専門官が勤務しております。運転検査官2名については、北海道電力株式会社泊発電所内にあります原子力運転検査官室で勤務しております。

次に、緊急事態に備えた体制でございます。

土・日・休日の昼間におきましては、所長または副所長のうち1名が速やかに到着できるよう体制を確保しております。また、夜間におきましては、所長または副所長のうち1名が速やかに到着できる体制のほかに、事務所職員1名が防災携帯電話で連絡可能な場所において、30分をめぐりに事務所に到着できるような体制を確保しているところでございます。

4の役割でございます。

平時の主な業務につきまして紹介いたします。

まず、原子力運転検査官でございます。

平成11年9月30日に東海村で発生しました株式会社JCOウラン加工工場におきまず臨界事故の教訓等から、国では、原子炉等規制法の一部改正が行われ、加工事業に対する定期検査制度の追加、原子力事業者が守るべき保安規定の遵守状況検査制度の創設、原子力保安検査官、こちらは昨年7月1日の組織改編に伴いまして、原子力運転検査官という名前に変わりましたが、新たな任命などが定められ、国は、全国の原子力施設所在地に原子力規制事務所を設置し、原子力運転検査官を常駐させているところでございます。

原子力運転検査官は、平常時においては、主として次の業務を行います。まず、一つ目としまして、原子炉等規制法に基づき、原子炉施設等の保安規定の遵守状況について保安検査を実施します。これは、年4回、各四半期に実施しております。

次に、原子力施設に対して、保安規定の遵守状況を調査するため、運転管理の状況の聴取、記録の確認、施設の巡視及び定例試験の立ち会い等の業務を実施しております。これは、土・日・休日は実施しておりません。

次のページをめくってください。

原子力防災専門官の業務でございます。

平成11年9月30日に東海村で発生した臨界事故の教訓を受けまして、国では原子炉等規制法の一部改正のほかに、原子力災害対策特別措置法が制定されました。この法律により、原子力防災専門官が設置され、緊急時応急対策拠点、オフサイトセンターに配置されたところでございます。

原子力防災専門官は、平常時においては、主として次の業務を行います。

はじめに、原子力事業者防災業務計画の作成、その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言を行います。

次に、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、原子力防災計画策定等に対する関係自治体への指導・助言、原子力防災訓練の企画調整と実施などを行っているところであります。

次に、ウの上席放射線防災専門官の業務につきましては、後ほど丸田上席放射線防災専門官から説明していただきます。

ここを飛ばしまして、次に、(2)緊急時の主な業務について紹介させていただきます。

緊急時の原子力運転検査官は、原子力事業者から緊急事態に係る通報を受けた場合は、原子力事業所の緊急時対策所に移動し、現地確認を行います。原子炉施設の状況、現場の状況及び原子炉設置者の対応状況等に関し、規制庁事故対処室に報告します。

なお、報告後も緊急時対策所に詰めて情報収集に当たります。

次に、原子力防災専門官でございます。

原子力事業者から緊急事態に係る通報を受けた場合は、緊急事態応急対策拠点、オフサイトセンターの立ち上げ、オフサイトセンター参集要員への参集要請、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約及び関係自治体等への説明、助言などを行います。

また、東京から参集する内閣府副大臣をはじめとする現地事故対策連絡会議に要員がそろい現地の体制が確立するまでの間、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部長の代行として、第一線で防災活動を支えるところでございます。

オフサイトセンターの運営については、添付資料①の北海道オフサイトセンター運営要領に細部を記載しております。本日は、本要領についてのご説明は割愛させていただきます。

次に、ウの上席放射線防災専門官の緊急時の主な業務でございますが、これも後ほど丸田上席放射線防災専門官から説明させていただきます。

最後のページに記載しておりますE R S S、緊急時対策支援システムについて説明いたします。

国では、事故に備えて各地の原子力施設と原子力規制庁を専用回線で結び、原子炉の温度、圧力など原子力施設の状態や原子力施設周辺の放射線モニタ測定値及び気象条件などのデータをリアルタイムで把握しています。

添付資料②をご覧ください。

見づらいプリントになっておりますが、1ページ目の左側の発電所情報表示例がプラントの圧力等を表示しております。

右側の環境パラメータ表示例については、モニタリングポスト等の状況を表示しております。

1枚めくっていただきますと、E R S Sの構成をあらわしております。

原子力施設のプラントデータは、統合原子力防災ネットワークを介しまして、データセンターを経由、中央（原子力規制庁）にございますE R C（緊急時対応センター）、各オフサイトセンターに送られる構成になっております。

それでは、丸田上席放射線防災専門官から、上席放射線防災専門官の業務について説明させていただきます。よろしく申し上げます。

【泊原子力規制事務所（丸田上席放射線防災専門官）】 泊原子力規制事務所の丸田と申します。

上席放射線防災専門官業務について説明させていただきます。

まず、平常時の業務につきましては、先ほどの資料の2ページ目の上のウの上席放射線

防災専門官の項をご覧ください。

2年前の4月に北海道地方放射線モニタリング対策官事務所が開設され、モニタリング対策官として配置されました。これまで、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングにつきまして、東京の原子力規制庁と地元北海道庁、あるいは、北海道電力の皆さんとの連絡調整、意見交換などを行ってまいりましたが、昨年7月の原子力規制庁の組織改編により、地方放射線モニタリング対策官事務所は原子力規制事務所に統合され、新たに上席放射線防災専門官として配置された次第でございます。

平時におきまして、上席放射線防災専門官は、環境放射線モニタリングに関して自治体等との連絡調整に加え、次のような発電所に直接関係する業務を行うこととなりました。

一つ目は、原子力事業者防災業務計画の作成または修正に関しまして、環境放射線モニタリングにかかわる部分の指導及び助言を行うことでございます。

二つ目は、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく原子力事業者の放射線測定設備の検査を行うことでございます。

三つ目としては、その原子力事業者の放射線測定設備の設置、維持、改善状況を確認することでございます。

次に、緊急時の主な業務について紹介させていただきます。

資料は、2ページ一番下から4行目に、上席放射線防災専門官という項がございます。

原子力事業者から緊急事態に係る特定事象の通報を受けた場合、オフサイトセンター内に緊急時モニタリングセンター、略称はEMCと言いますが、このEMCを立ち上げます。東京から参集するEMCのセンター長などの要員がそろうまでの間は、上席放射線防災専門官がセンター長代行として北海道原子力環境センターをはじめとした地元の皆さんの協力を得て行います緊急時モニタリング活動の指揮をとることとなります。

なお、上席放射線防災専門官が出張等で不在の場合は、北海道原子力環境センターの所長がセンター長代行となることとなっております。

このようなEMCの運営につきましては、現在、策定中でございます泊EMC運営要領に細部を定めることとしております。この運営要領は、北海道地域防災計画（原子力防災対策編）に定めている北海道緊急時モニタリング計画あるいは緊急時環境放射線モニタリング実施要領の記載内容と整合するよう調整を図っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、松原専門官の説明とあわせ、泊原子力規制事務所の業務の紹介を終了させていただきます。

【事務局（阿部原子力安全対策課長）】 それでは、事務局から、原子力防災のしおりについてご報告させていただきます。

【事務局（相馬主査）】 私からは、資料6の原子力防災のしおりにつきましてご説明をさせていただきます。

こちらの原子力防災のしおりは、北海道が原子力防災の内容につきまして、基本的な部分から防災対策としてなるべく必要な情報をコンパクトにまとめて住民の方々への広報の

資料として作成しているものです。最近の原子力災害対策指針の改正等の内容を踏まえるとともに、放射線の基礎知識等の内容も含めまして、内容を充実化させまして、昨年12月に改定したものです。

内容の詳細につきましては省略させていただきますけれども、住民にわかりやすい内容となりますよう、例えば、最後のページには、昨年、内閣府が屋内退避の重要性や注意事項をまとめた屋内退避の広報チラシを掲載しております。

このしおりにつきましては、原子力安全対策課のホームページに掲載しておりますほか、関係町村や関係機関の方々にもご活用いただけるよう周知しております。道といたしましては、関係町村等と連携の上、原子力防災に係る住民の方々の理解が一層深まりますよう、引き続き、このしおりなどを活用しまして、広報活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【小崎座長】 それでは、ただいまご説明いただきましたことについて、質問やご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 私は、今、しおりを見てふと思ったのですが、老眼になってきて、字が小さいのが厳しいなというのがあります。高齢化が進んで年配の方がかなり多いと思いますので、そこのところもぜひ考慮していただいて、若い人だけではなくて年配の人にも優しい資料にしていいただければと思います。

それから、規制庁の方々には、オフサイトセンターにおきましては、専門家の方々がいらっしゃるといことで、非常に安心できるという印象でございます。常駐してくださっている、緊急時には、現地の状況をよくわかっている方が初動対応してくださるといことで、大変心強いと感じております。気を抜けない大変なお仕事だと思いますけれども、ぜひご指導やご助言をよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

そうしましたら、以上になりますが、全体を通しまして何かご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 よろしいですか。特にないようでしたら、以上をもちまして本日の有識者専門委員会を終了いたします。

委員の皆様、円滑な議事の進行にご協力くださりまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

3. 閉 会

【事務局（阿部原子力安全対策課長）】 小崎座長、円滑な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様、本日は、お忙しい中をお集まり賜り、また、ご提言、ご議論いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、有識者専門委員会を終了いたします。

以 上